

令和 4 年 3 月 15 日

各 位

兵庫県木材業協同組合連合会

兵庫県産木材利用木造住宅特別融資制度における今後の実施方針について

平素は、標記融資制度の実施について格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 4 年 1 月 13 日付けでお知らせ致しましたとおり、兵庫県におかれましては令和 4 年度以降の当融資制度の新規貸付の停止が検討されておりますが、この度、新規貸付停止が決定した場合の令和 4 年度の事務等の取扱いについて、兵庫県農政環境部農林水産局林務課から別紙のとおり取扱うこととする旨の通知がありましたので、ご留意いただきますようお願いいたします。

なお、新規貸付停止の方針が確定するのは、令和 4 年 3 月末の予定となっておりますので申し添えます。

記

I 新規貸付が停止になった場合の令和 4 年度の事務等について……別紙のとおり

II 詳しいことのお問い合わせ先

兵庫県農政環境部 農林水産局 林務課 木材利用班

電話：078-362-9224 FAX：078-362-3954

## 1 新規貸付が停止となった場合の令和4年度の事務について

### (1) 金融機関への貸付申請書(様式第1号)の提出期限

令和3年度兵庫県産木材利用木造住宅特別融資制度実施要領第8の2に基づき、令和4年3月31日迄に、施主から金融機関に対して、兵庫県産木材利用木造住宅特別融資貸付申請書(様式第1号)を提出したものに限り、令和4年度の申請を受け付けます。

### (2) 融資実行期限

(1)に該当する申請に限り、令和4年度も引き続き貸付認定を実施します。ただし、令和4年度貸付認定分の融資実行期限は令和5年3月31日となります。

### (3) 県産木材使用住宅証明(様式第4号)の申請について

令和4年度(令和4年4月1日～令和5年3月31日)は、県(林務課)が県産木材使用住宅証明を実施します。

施主から県(林務課)に対して、新たな様式(令和4年3月下旬送付予定)の県産木材(ひょうご県産認証木材製品)使用住宅証明申請書(様式第4号)に納材業者が記入した納材証明書(様式第5号)を添付して提出いただくこととなります。

※令和4年3月31日までは、これまでと同様、兵庫県木材業協同組合連合会(県木連)が県産木材使用住宅証明を実施します。

項目	～ 令和4年3月31日	令和4年4月1日～
県産木材使用住宅証明	施主から <u>県木連</u> へ 証明申請を提出	施主から <u>県(林務課)</u> へ 証明申請を提出

## 2 県産木造住宅の建築促進施策に係る改善の方向性

構造や内装に県産木材を見せる住宅の設計を支援する「ひょうごの木の家」設計支援事業を拡充し、県産木材の利用促進を図ります。

項目	R3(現行)	R4(予算協議中)
事業主体	ひょうご森づくりサポートセンター	
要件	県産木材を30%以上利用	
対象経費	県産木材の構造材等を見せる住宅の設計費	
補助額 (拡充)	30万円/戸	最大40万円/戸 ※横架材に県産木材を使う場合 10万円加算